六十一の十三	テデユグルチド及びその製剤
六十二	（略）
六十二の二～百三十四の七	（略）
百三十四の八	（略）
百三十四の九	ルテチウム（^{177}Lu）－Ｎ－［（四・七・一〇－トリカルボキシメチル－一・四・七・一〇－テトラアザシクロドデシ－一－イル）アセチル］－Ｄ－フエニルアラニル－Ｌ－システイニル－Ｌ－チロシル－Ｄ－トリプトフアニル－Ｌ－リシル－Ｌ－スレオニル－Ｌ－システイニル－Ｌ－スレオニン－サイクリツク（二－七）ジスルフイド（別名ルテチウムオキソドトレオチド（^{177}Lu）及びその製剤
百三十五	（略）
百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～十九	（略）
二十	（略）

○－イル］－プロピル］－一－ピペラジニル］エチルエステル二五㎎以下を含有する注射剤	（新設）
六十二　テトラエチルチウラムジスルフイド（別名ジスルフイラム）及びその製剤	
六十二の二～百三十四の七	（略）
百三十四の八　リン酸（二・五－ジオキソ－四・四－ジフエニルイミダゾリジン－一－イル）メチルエステル（別名ホスフエニトイン）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百三十五　レセルピリン酸ジメチルアミノエチル、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中レセルピリン酸ジメチルアミノエチルとして一五㎎以下を含有するものを除く。	
百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～十九	（略）
二十	（一〇Ｒ）－七－アミノ－一二－フルオロ－二・一〇・一六－トリメチル－一五－オキソ－一〇・一五・一六・一七－テトラヒドロ－二Ｈ－四・八－メテノピラゾロ［四・三－ｈ］［二・五・一一］ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン－三－カルボニトリル（別名ロルラチニブ）及びその製剤
二十一	Ｎ－（二－アミノ－四－フルオロフエニル）－四－｛［（二Ｅ）－三－（ピリジン－三－イル）プロパ－二－エンアミド］メチル｝ベンズアミド（別名ツシジノスタット）及びその製剤
二十二	（略）
二十三～九十八	（略）
九十九	（略）
百	ジヌツキシマブ及びその製剤
百一	（略）
百二～二百二	（略）
二百三	（略）
二百四	ルテチウム（^{177}Lu）－Ｎ－［（四・七・一〇－トリカルボキシメチル－一・四・七・一〇－テトラアザシクロドデシ－一－イル）アセチル］－Ｄ－フエニルアラニル－Ｌ－システイニル－Ｌ－チロシル－Ｄ－トリプトフアニル－Ｌ－リシル－Ｌ－スレオニル－Ｌ－システイニル－Ｌ－スレオニン－サイクリツク（二－七）ジスルフイド（別名ルテチウムオキソドトレオチド（^{177}Lu）及びその製剤
二百五	（略）
二百六・二百七	（略）
二十一	四－アミノ－一－ベータ－Ｄ－アラビノフラノシル－二（一Ｈ）－ピリミジノン五－（ナトリウム　オクタデシルホスファート）（別名シタラビン　オクホスファート）及びその製剤
二十二～九十七	（略）
九十八	シス－ジアンミンジクロロ白金（別名シスプラチン）及びその製剤
（新設）	
九十九	ジノスタチン　スチマラマー及びその製剤
百～二百	（略）
二百一	ラムシルマブ及びその製剤
（新設）	
二百二	リツキシマブ及びその製剤
二百三・二百四	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。